

はこだて市民健幸大学
チャレンジイベント事業企画運営業務に係る
公募型プロポーザル

実 施 要 領

令和6年（2024年）4月
はこだて市民健幸大学実行委員会

目 次

1	業務概要	P. 1
2	スケジュール	P. 2
3	参加資格要件	P. 2
4	質問・回答	P. 3
5	参加申込書の提出等	P. 3
6	企画提案書の提出	P. 4
7	企画提案の審査方法および評価基準	P. 6
8	最適提案者の選定	P. 6
9	審査結果の通知	P. 6
10	審査結果の公表	P. 7
11	契約に関する基本事項	P. 7
12	失格事項	P. 7
13	その他	P. 7

はこだて市民健幸大学 チャレンジイベント事業企画運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、はこだて市民健幸大学実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「はこだて市民健幸大学 チャレンジイベント事業企画運営業務」の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 はこだて市民健幸大学 チャレンジイベント事業企画運営業務
- (2) 目的 はこだて市民健幸大学実行委員会では、函館市民の健康意識を高めるため、楽しみながら参加できる各種イベントの開催のほか、はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」の配信をスタートするなど各種事業を展開してきたところである。
- 令和6年度については、令和5年度に引き続き運動やスポーツと健康の結びつきをテーマとし、科学的根拠に基づくアプローチにより、よりよい生活習慣の実践に繋がる運動・スポーツ体験を中心としたチャレンジイベントの開催のほか、その他健幸イベントへ多くの参加や集客を図ることで、更なる市民の健康意識の醸成、はこだて市民健幸大学の認知度向上を図るものである。
- (3) 内容 別紙1「はこだて市民健幸大学 チャレンジイベント事業企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (4) 運営要件
- ・原状回復
受託事業者の責めに帰する理由により、施設および設備を破損または汚損した場合は、受託事業者の負担により原状に回復することとする。
 - ・自然災害等
自然災害時および災害の恐れがある等、安全管理上の対応策については、実行委員会と受託事業者の間で協議を行うものとするが、最終的な判断は実行委員会に一任するものとし、受託事業者はその決定に従うものとする。
 - ・損害に対する賠償
疾病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、火災、暴動その他主催者の責めに帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になった場合、受託事業者に損害が生じる場合においても、実行委員会に対し、その負担を請求することができないものとする。
- また、受託事業者の責めに帰する事由により生じた損害は、

全て受託者において負担するものとする。

- (5) 履行期間 契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで
(6) 契約上限額 19,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
(7) 業務担当 実行委員会事務局
函館市保健福祉部健康増進課内(総合保健センター3F)
〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号
電話 (0138)85-6561
FAX (0138)32-1526
e-mail hwu@city.hakodate.hokkaido.jp
担当 長谷川, 佐賀井, 阿部

2 スケジュール

質問書提出期限	令和6年4月15日(月)まで
質問, 回答の公表	令和6年4月17日(水)頃 [ホームページ公表]
参加申込書提出期限	令和6年4月19日(金)まで
参加資格確認結果通知	令和6年4月24日(水)まで
企画提案書提出期限	令和6年5月8日(水)まで
審査, プレゼンテーションの実施	令和6年5月中旬
受託候補者決定	令和6年5月中旬
審査結果通知・公表	令和6年5月中旬

3 参加資格要件

企画提案に参加する者(グループ応募の場合は, 構成員を含む。)は, 次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成5年4月1日施行)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき, 更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定, 民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等, 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰し, または役員もしくは顧問とな

っている法人その他の組織でないこと。

(7) 函館市内に本店または支店・営業所等を置く者であること。

4 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式1「質問書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月15日(月)午後5時まで

(2) 提出先

1(7)に同じ

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 回答方法

はこだて市民健幸大学公式ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

アドレス <https://hako-kenko.com/>

5 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

- ① 参加申込書(様式2-1)
- ② 構成員調書(様式2-2)[グループで応募する場合]
- ③ 交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(写)
- ④ 誓約書(様式2-3)
- ⑤ 直近の財務諸表(貸借対照表および損益計算書)
- ⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書(写)[納税義務がある場合]
- ⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書(写)
- ⑧ 函館市内に支店・営業所等を置くことを証する書類[市内本店業者以外]
(例) 支店・営業所等の所在地が記された許可・登録・通知書等の写し、
ホームページのハードコピー など
- ⑨ 委任状(様式2-4)[本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]
- ⑩ 類似業務実績調書(様式3)
- ⑪ 代表法人等および構成員全員の概要[パンフレット等で可]

イ 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで

ウ 提出先

1（7）に同じ

エ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

オ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合は、構成員の中から代表法人を定めることとし、構成員のすべてが参加資格要件を満たす必要がある。構成員個別の書類（上記ア③から⑪）は代表者が集約し、他の書類と併せて実行委員会へ提出すること。

（2）結果の通知等

実行委員会は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和6年4月24日（水）までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

（1）提案内容

次の事項について提案すること。

ア （仮称）ウェルネスチャレンジイベント

幅広い世代が楽しみながら気軽に参加でき、健康意識が高まる運動や健康づくりのイベントを開催する提案をすること。

イ イベントプロモーション業務

実行委員会が開催するイベント企画について、多くの参加や集客を図るため、幅広い世代の市民に向け、効果的かつ断続的なプロモーション企画のほか、はこだて市民健幸大学の認知度向上を図るプロモーション企画を提案すること。

ウ 警備

来場者の安全確保や周辺事故等を防ぐため、警備員を配置し、各事業の開催に支障が生じないように安全対策を講じたイベントを提案すること。

エ 新型コロナウイルス感染予防対策

手指消毒や清掃などの感染予防対策を講じたイベントを提案すること。

オ 人員配置等

① 統括責任者および運営担当者

実際に運営を担当することとなる者について記載すること。

② 運営体制

運営体制について記載すること。

また、業務の一部を再委託するなど、連携する外部事業者がある場合は、その連携内容についても記載すること。

キ 実施スケジュール

契約から完了までのスケジュールについて、実行委員会との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、参加者の募集、イベント運営、イベント告知・宣伝、実績報告書の作成など、業務の一連の流れがわかるように記載すること。

なお、受託候補者と実行委員会との契約締結に向けた協議開始は、令和6年5月中旬頃、また、契約締結は5月下旬頃を予定。

ク その他

応募会社の概要として、貴社の概要について記載すること。

また、類似事業実績として、本業務に類似する実績等を記載すること。

さらに、過去の実績で貴社が強調したい点があれば記載すること。

ケ 提案価格（提案内容ごとの内訳含む）

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

A4判（A3判の折込可）

イ 提出部数

① 企画提案書〔表紙〕（様式4） 正本1部

② 企画提案書 正本1部、副本15部

※書類は必ず、ダブルクリップ等で止めること。（ホチキス、製本テープ不可）

※副本のうち7部（本プロポーザル審査委員会委員審査用）は、企画提案者の名称を消去または黒塗りすること。

ウ 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで

エ 提出先

1（7）に同じ

オ 提出方法

持参または、送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 実行委員会は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、10名以内で構成されたはこだて市民健幸大学 チャレンジイベント等事業企画運営業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

別紙2「審査委員会設置要綱」参照

(2) プレゼンテーションによる審査

企画提案者を対象に、プレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 実施方法

- ① 出席者は、一提案者あたり2名までとする。
- ② プレゼンテーションは、一提案者あたり、説明（20分以内、パワーポイント使用可）、質疑（10分以内）で実施する。

イ 実施時期

令和6年5月中旬

詳細については、企画提案者に対し後日通知する。

(3) 審査方法

企画提案書およびプレゼンテーションの結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

(4) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

8 最適提案者の選定

評価点の合計が最も高く、最低基準点（全体の7割）に達した者1者を最適提案者として選定する。

なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目①の評価点が高い者を最適提案者として選定する。

すべての企画提案者の評価点の合計が最低基準点（全体の7割）に達しない場合は、最適提案者を選定せず、本プロポーザルの手続きを中止する。

9 審査結果の通知

実行委員会は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定し、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

※選定結果に関する問い合わせ、異議の申し立ては一切受け付けない。

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、はこだて市民健幸大学公式ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計

※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。

企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。

- ・受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、実行委員会が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、失格その他の理由により、受託候補者へ委託することが不可能となった場合には、次点者と契約に向けた協議を行う。

(2) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された書類は返還しない。

- (4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。
- (6) 提出期限以降における参加申込書および企画提案書の差し替えならびに再提出は認めない。
- (7) プレゼンテーションによる審査に参加しなかった場合には、企画提案書は無効とする。
- (8) 本業務を遂行するうえで必要となる著作権等について、必要な手続き等がある場合には、当該手続き等は、受託者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用は全て委託料に含まれることとする。